

高崎市倉賀野駅北土地区画整理事業

一般保留地処分要領

高崎市倉賀野駅北土地区画整理事業  
令和2年12月

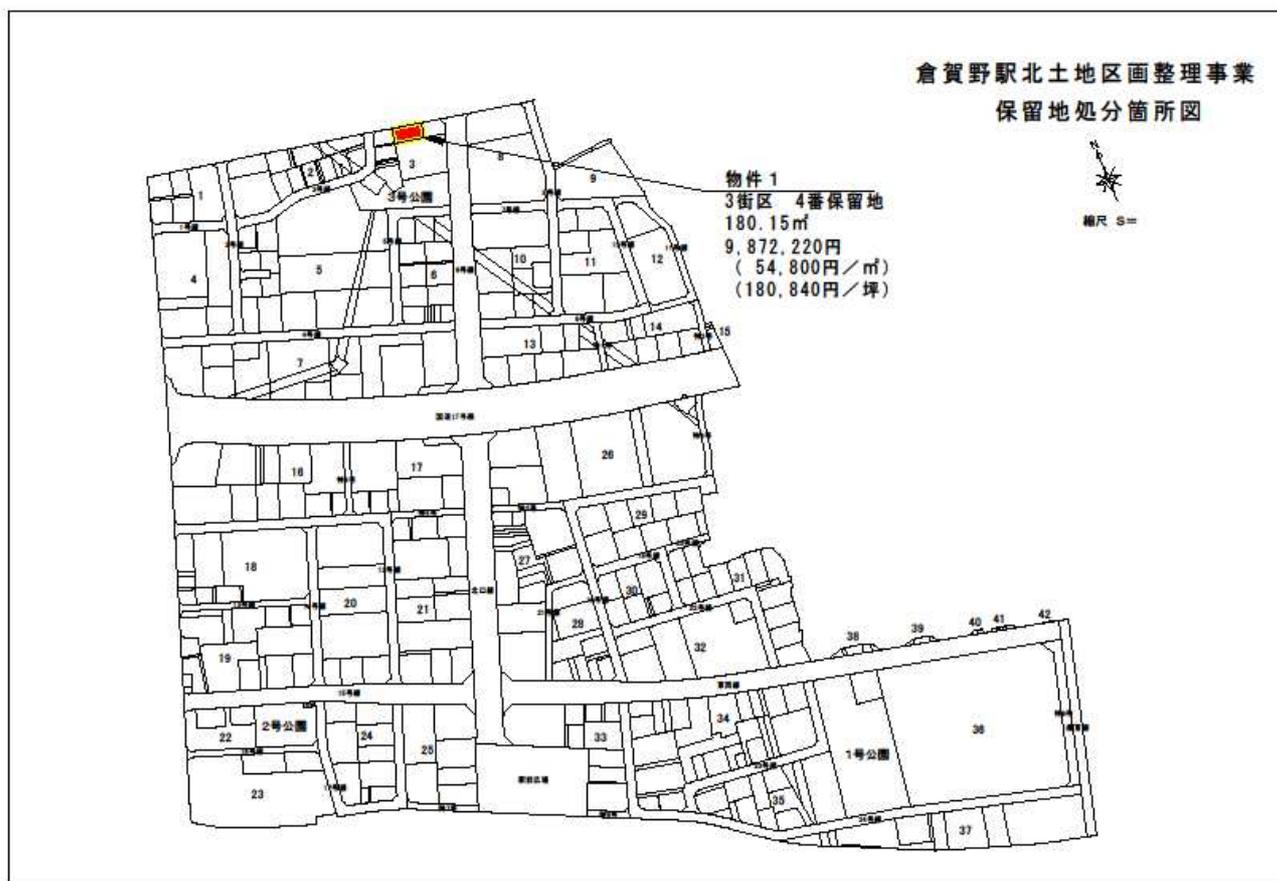
# 保 留 地 と は

- 1 保留地は土地区画整理事業により生じた土地で、一般の土地と異なり法務局（登記所）には登記されていません。  
事業が終了する換地処分時に登記されますので、それまでは登記事項証明書、登記事項要約書は取れません。  
土地区画整理事業が完了するまでは、売買契約書を登記済証（権利書）等の代わりにして下さい。
- 2 土地区画整理事業が完了した時点で、締結済みの売買契約書により、高崎市が買受人に所有権移転登記をいたします。  
（登記に要する費用は買受人の負担となります。）
- 3 保留地は法務局に登記されていないため、抵当権設定登記はできません。  
住宅建築等に伴う融資を受ける場合は、金融機関に相談してください。  
なお、市と保留地担保協定を締結している金融機関もあります。これについては、区画整理課へ直接お問い合わせください。
- 4 保留地は、登記されていなくても建築敷地等に使用できます。また、建築した建物の登記もできます。  
地番及び住所を設定する場合は、街区・保留地番号ではなく、底地番（当該保留地が存在する場所の従前地の地番）を使用します。
- 5 現状有姿での引渡しとなります。

高崎市倉賀野駅北土地区画整理事業

## 売り払い土地一覧

物件 番号	保留地の所在	地目	用途地域	地積 (㎡)	価格 (円)
1	3街区 4番	宅地	第一種住居地域	180.15	9,872,220



高崎市倉賀野駅北土地区画整理事業  
一般保留地処分要領

1 保留地の買受申し込みについて

①申込期間及び申込場所

日時：令和2年12月1日（火）から申し込みがあるまで  
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）

場所：高崎市 都市整備部 区画整理課 市役所10階

②申し込みの際の注意

・高崎市土地区画整理事業保留地処分規程第4条により、以下の方は買受申し込みの資格がありませんので、ご注意ください。

- （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （2）抽選の公正な執行を妨げた者
- （3）前2号に掲げるもののほか、施行者が抽選に参加させることが不相当と認めた者

・代理人による申し込みは可能ですが、郵送や電子メールによる申し込みは受け付けません。

③申し込みに必要な書類

・区画整理課の窓口に備え付けの「保留地買受申請書」に必要事項を記入し押印のうえ、提出してください。（スタンプ印は不可）

●申込者には後日「売渡決定通知書」「納入通知書」を送付します。

※「売渡決定通知書」には、土地代金の納入期限、売買契約の締結に必要なもの等が記載されています。

2 売買契約の締結及び土地代金の納入

納入期限までに金融機関窓口にて納入通知書により入金していただくとともに、ご来庁のうえ売買契約を締結していただきます。

①売買契約に必要なもの：「実印」「印鑑証明書」「収入印紙」  
領収印が押された「納入通知書兼領収書」

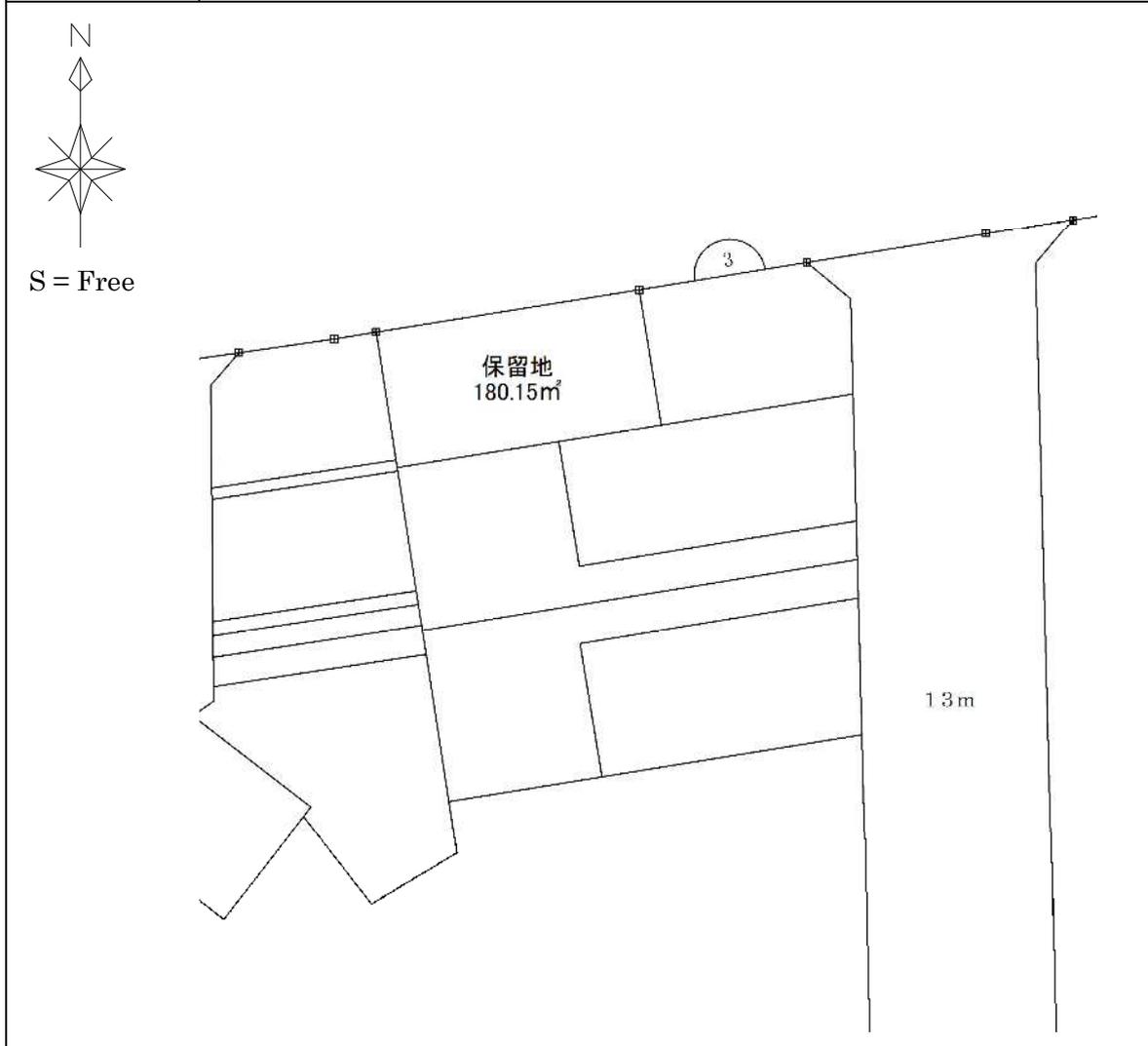
3 土地の引渡し

土地の引渡しについては、契約締結と同時に行います。

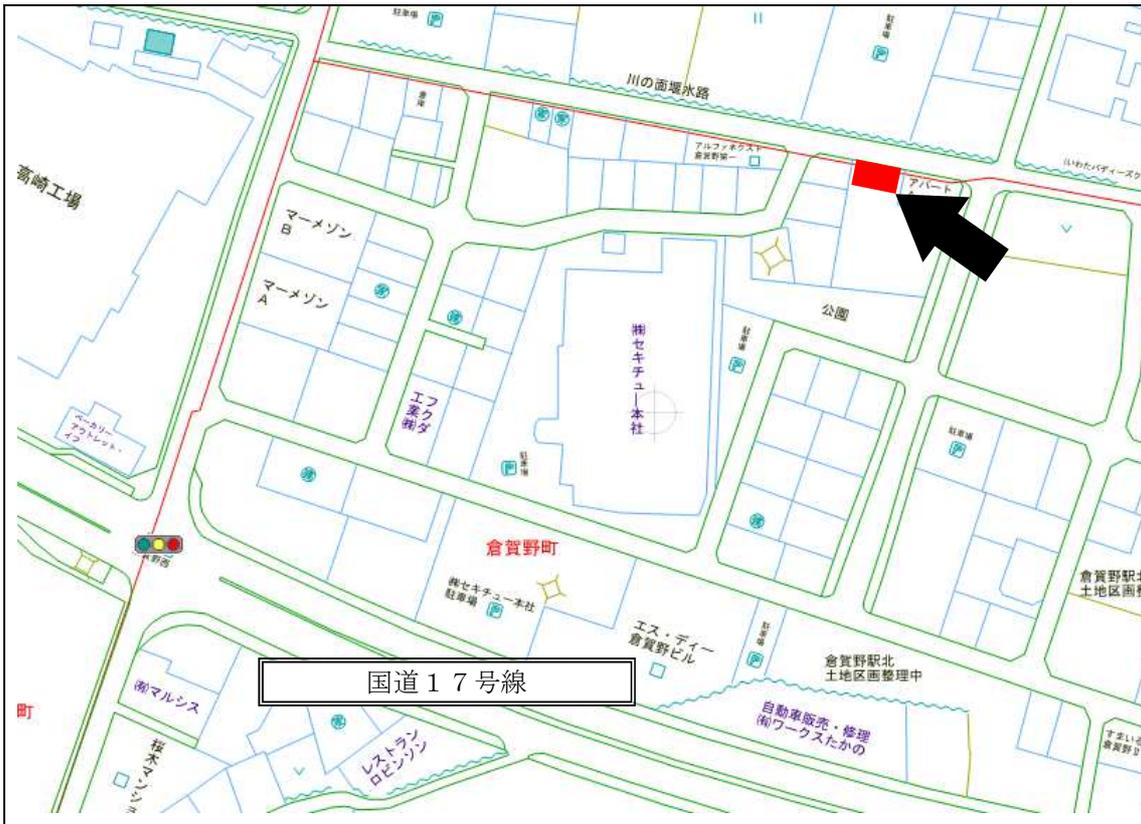
- ・「土地引渡書」を交付しますので署名捺印してください。
- ・引渡しを受けた日から、土地の使用収益を開始することができます。
- ・現状有姿での引渡しとなります。

物件 1

土地の所在	倉賀野駅北土地区画整理事業3街区4番保留地 (高崎市倉賀野町4580-1付近)	
地目	宅地	
面積	180.15㎡ (約55坪)	
価格	9,872,220円 (54,800円/㎡・約180,840円/坪)	
用途地域	第一種住居地域 (建ぺい率 60%・容積率 200%)	
都市施設の 整備状況	道路	北側道路6m
	上水道	北側道路に公営水道あり(敷地内引込なし)
	下水道	北側道路に公営下水道あり(敷地内引込なし)
	都市ガス	引込みなし・北側道路に埋設管あり
学区	倉賀野小学校・倉賀野中学校	
その他	現状有姿での引渡しになります。	



位置図



# < M E M O >

ご不明な点は、下記担当までご連絡ください。

高崎市倉賀野駅北土地区画整理事業  
(高崎市都市整備部区画整理課)  
電話 027-321-1275